

# 「平和への権利」を 世界に…

●お話しする人 新倉 修さん（青山学院大学教授）

21世紀を迎えたいまなお

世界には飢餓や貧困に苦しむ人々が大勢います。

エイズやマラリアに苦しみ、命を落とす人々がいまもいます。

内戦や武力紛争などによって

いのちの危険にさらされている人々がいまもいます。

差別や偏見、いわれなき暴力に苦しめられる人々がいまもいます。

地球上に生きるすべての人々が

人間としてまっとうに生きることができ

はたらくことができるように、と、いま国連では

「平和への権利」宣言を求める作業がすすめられています。

「平和への権利」とは

一人ひとりが平和のうちに生きることができるよう

国家や国際社会に、要求することができる権利です。

日本国憲法がうたう「平和のうちに生きる権利」の

国際版ともいえるものです。

「平和への権利」宣言をめざす取り組みが今

どのような段階にあるのか、「平和への権利」が宣言されたら

どんなメリットがあるのか、などについて学びます。

## 平和への権利者

平和は個人が持っている権利



これを  
世界の法律に

## 平和への権利 義務者

国は平和への権利を実現する義務がある

「平和への権利を世界に」(平和への権利・日本実行委員会発行)より

# 5月11日(土)

午後1時開場、1時30分開会

さいたま市民会館うらわ 706号室

入場無料(どなたでも自由にお聞きになることができます)

オープンカレッジ終了後、同会場で「平和の学び場・コラボ21」の  
第10回総会をおこないます。こちらへもぜひ、ご臨席ください。

連絡先 平和の学び場・コラボ21 さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル3階

電話 048-825-7535 FAX 048-825-7536

